

別表 1 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
管工事	<p>①管工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。以下同じ。）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもの</p> <p>②管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもの</p> <p>④管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤管工事に関し、10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「液体機器」とするものに限ります。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」「液体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>⑧技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び</p>

	<p>冷凍機械」とするものに限ります。)とするものに合格した者</p> <p>⑨職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。)、冷凍空気調和機器施工若しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑩平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」といいます。)のうち検定種目を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>⑪平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>⑫建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>⑬水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑭建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑮社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>⑯国土交通大臣が①～⑮までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p>
--	--

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、管工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。